大分市自治基本条例検討委員会 第 5 回理念部会

平成22年2月26日(金)14時から 大分市役所 議会棟3階 第3委員会室

次 第

- 1.開 会
- 2.議事
- (1)前文等について(第10回全体会議を踏まえた検討)
- (2) その他(次回開催日程等)

| 項目 | ニセコ町 | 豊田市 | 札幌市 | 岐阜市 | 上越市 |
|------|---|--|---|---|---|
| 条例名称 | まちづくり基本条例 | まちづくり基本条例 | 自治基本条例 | 住民自治基本条例 | 自治基本条例 |
| 施行日 | 平成13年4月1日 平成17年12月19日改正 平成18年4月1日改正 平成19年4月1日改正 | 平成17年10月1日 | 平成19年4月1日 | 平成19年4月1日 | 平成20年4月1日 |
| 前文 | とを学びました。 | 市と農山村とが共生するまちづくりを進めています。このまちで、わたくしたちは、豊田市民の誓いしるでいたがら、共に働き、大きに働いています。これからも、子どもから高齢者までのだれもがまちづくりの担い手となって、共働によるまちづと自治した地域社会の実現を目指すことを条例を基本とします。 | の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。 「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。 私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。 私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を | まれたちに、 | 活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念の下、平成17年1月1日、新しい上越市を出発させました。 |
| 目的 | (目的) 第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する 基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおける わたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実 現を図ることを目的とする。 | のっとり、本市のまちづくりの基本的な原則を確認 し、市民の権利及び責務並びに議会及び執行機関の責 務を明らかにするとともに、参画と共働及び市政経営 | 利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機 関(以下「市長等」という。)の役割及び責務並びに まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自 | 念を明らかにするとともに、住民自治に係る市民の権利及び役割、市の責務並びに市政運営の原則及び市民参画の制度を定めることにより、自治の進展を図り、 | (目的) 第1条 この条例は、市における自治の基本的な理念 及び仕組みを定めることにより、市民による自治の一 層の推進を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする。 |
| 定義 | | 若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。 2 この条例において「執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 | を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生 | (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は勤務する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。 (2) 市 市議会及び執行機関をいう。 (3) まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、地域等を、より良いものとするための取組をいう。 (4) 市政 市が行うまちづくりをいう。 (5) 参画 まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に主体的に参加することをいう。 (6) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と市がともに、お互いの立場を尊重し、それぞれの特性を生かし、協力して取り組むことをいう。 | られるものをいう。 ア 市の区域内に居住する個人 イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び 法人その他の団体 ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する 個人 エ 市の区域内に存する学校に在学する個人 (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、 公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価 審査委員会をいう。 |

| 項目 | ニセコ町 | 豊田市 | 札幌市 | 岐阜市 | 上越市 |
|---------|---|--|--|---|--|
| 条例名称 | まちづくり基本条例 | まちづくり基本条例 | 自治基本条例 | 住民自治基本条例 | 自治基本条例 |
| 施行日 | 平成13年4月1日 平成17年12月19日改正 平成18年4月1日改正 平成19年4月1日改正 | 平成17年10月1日 | 平成19年4月1日 | 平成19年4月1日 | 平成20年4月1日 |
| 条例の位置付け | (この条例の位置付け) 第55条 他の条例、規則その他の規程によりまちづく りの制度を設け、又は実施しようとする場合において は、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければ ならない。 | たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整 | らない。 2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の | 治について定めるものであり、市は、他の条例、規則 等の制定改廃については、この条例の趣旨に基づいて 行うものとする。 2 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、適切に | |
| 基本理念 | | | (基本理念) 第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。 3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。 | (基本理念) 第4条 市民は、まちづくりの主権者である。 | (自治の基本理念) 第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。 (1) 市民主権 市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた市議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。 (2) 人権の尊重 出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重されること。 (3) 非核平和への寄与 世界の人々との友好のきずなを強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現に向けたまちづくりを行うこと。 (4) 地球環境の保全 健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するため、地球全体の環境に配慮したまちづくりを行うこと。 (5) 地域特性の尊重 地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うこと。 (6) 地方分権の推進及び自主自立の市政運営 基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、自主的かつ自立的に市政運営を行うこと。 |
| 自治の基本原則 | 治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。 (情報への権利) 第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 (説明責任) | なりません。 (共働によるまちづくり) 第5条 市民及び市は、共通の目的を実現するため に、互いの立場を尊重し、対等な関係に立って、共に まちづくりを推進することに努めるものとします。 (情報の共有) 第6条 市は、市が保有する情報について、市民との 共有に努めなければなりません。 | (まちづくりの基本原則) 第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。 2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。 3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。 | まちづくりを進めるものとする。 (1) 市民の自発的な市政への参画及び主体的な活動によること。 (2) 役割分担及び協働によること。 (3) 情報を共有すること。 (4) 人と人のつながりを大切にし、相互理解及び信頼関係によること。 (5) 地域の特性を生かすこと。 (6) 広く交流を深め、情報交換を図り、得られた知識及び意見を生かすこと。 (基本原則) 第10条 市政は、住民自治の基本理念にのつとり、市民の厳粛な信託のもとに、運営されるものとする。 | (自治の基本原則) 第4条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自 治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)に 基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進する ものとする。 (1)情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相 互に市政運営に関する情報を共有すること。 (2)市民参画の原則 市民参画を基本として市政運 営を行うこと。 (3)協働の原則 協働を基本として公共的課題の解 決に当たること。 (4)多様性尊重の原則 市民の出身、障害の有無、 性別、年齢、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊 重し、市民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮す ることができるようにするとともに、地域の歴史、文 化及び価値観を尊重すること。 |

| 項目 | 寝屋川市 | 熊本市 | 宇都宮市 | 高松市 | 多治見市 |
|------|---|---|--|--|--|
| 条例名称 | みんなのまち基本条例 | 熊本市自治基本条例(案) | 宇都宮市自治基本条例 | 高松市自治基本条例 | 多治見市市政基本条例 |
| 施行日 | 平成20年4月1日 | | 平成21年4月1日 | 平成22年2月15日 | 平成19年1月1日 |
| 前文 | せいいがいいというでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいがは、大きなのが、大きなのが、では、ないでは、いいがは、ないでは、いいが、は、ないでは、いいが、は、ないでは、いいが、は、ないでで、ないが、でで、ないが、は、ないで、ないで、ないで、ないが、は、ないで、ないが、は、ないで、ないが、は、ないで、ないが、は、ないで、ないが、は、ないで、ないが、は、ないで、ないが、は、ないで、ないが、は、ないで、ないが、は、ないで、ないが、は、ないで、ないが、は、ないが、ないが、は、ないが、は、ないが、は、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが | れる世界では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の | 続く、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | た,四国の中心和市とした。力そし、名は、大きは、大きないた。力を見られていた。力を見られていたのは、大きないたという。力を見られて、大地域が、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないが、ないが、大きないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、 | しています。 私たちには、でまらができ、地とは、でまらづくのにない。 いともにには、ともにには、というでき、地域では、でまらづくのにない。 いのでは、おいては、できができ、地域では、できができ、からには、は、できができ、からには、は、できができ、からには、からには、からには、からには、からには、からには、からには、からには |
| 目的 | 行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めなが | 割並びに自治を推進するための原則を定めることにより、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自 | (目的) 第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、市政運営の基本原則並びに地域活動団体等の役割を定めることにより、市民のための自治を確立し、もって市民がさらに幸せに暮らせるまちを築くことを目的とする。 | および執行機関の役割と責務ならびに参画と協働による自治運営の基本的事項を定めることにより, 市民主 | の市民自治の確立を図ることを目的とします。 |
| 定義 | 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び次業者をいう。 (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。 (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価機関をより会及び水道事業管理者並びにそれらの補助機関をより会している。 (4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組みをいう。 (5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。 | のとおりとします。 (1) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。 (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域団体、市民活動団体長)といいます。) (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価表委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。 (4) 参画 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいます。 (5) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいいます。 | 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住む人並びにそこで学び、及び働く人をいう。 (2) 公共的活動 市民が協力して行う、共通する便益の増進につながる活動をいう。 (3) 協働 互いに対等の立場で理解し、尊重し合いつつ、役割及び責任を担い合い、効果的に公共的活動に取り組むことをいう。 (4) 社会資源の活用人、財物、情報その他社会的諸活動に利用可能な資源(以下「社会資源」とともに、う。も社会資源を創出し、互いに提供し合うことをいうらも社会資源を創出し、互いに提供し合うことをにうらも社会資源を創出し、互いに提供し合うことをにうり、地域ごとに形成された団体をいう。 | (2)執行機関 市長,教育委員会,選挙管理委員会,監査委員,公平委員会,農業委員会,固定資産評価審査委員会および地方公営企業の管理者をいう。(3)市議会および執行機関をいう。(4)地域のまちづくり市民が住みよい地域社会をつくるために地域の課題の解決に取り組む活動をいう。(5)参画市民が市政および地域のまちづくりに主体的に関与することをいう。(6)協働市民と市が,または市民相互が,互いを理解し,対等な立場で,それぞれの責任と社会的役とと踏まえ,共通の目的達成のために共に取り組むことをいう。 | |

| 項目 | 寝屋川市 | 熊本市 | 宇都宮市 | 高松市 | 多治見市 |
|---------|--|--|--|---|---|
| 条例名称 | みんなのまち基本条例 | 熊本市自治基本条例(案) | 宇都宮市自治基本条例 | 高松市自治基本条例 | 多治見市市政基本条例 |
| 施行日 | 平成20年4月1日 | | 平成21年4月1日 | 平成22年2月15日 | 平成19年1月1日 |
| 条例の位置付け | (この条例の位置付け) 第24条 市民、議会及び行政は、この条例が寝屋川市 における自治の基本的な理念及び原則であることを認 識し、この条例に定める事項を遵守するものとする。 2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則 等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣 旨を尊重するものとする。 | 用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重 し、整合性を図ります。各種計画の策定、見直し及び 運用においても、同様とします。 | | (条例の位置付け) 第3条 この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市民および市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、他の条例、規則等の制定改廃および解釈運用または計画等の策定および変更に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。 | 第 41 条 この条例は、市の最高規範であり、市は、この条例に従い、市政を運営し、他の条例などを制定し、改正し、廃止し、解釈し、運用しなければなりません。 2 この条例に反することは、その効力を有しません。 3 市は、法令を解釈し、運用する場合も、この条例に照らして判断しなければなりません。 |
| 基本理念 | (基本理念) 第3条 市民がまちづくりの主役であることを基本 に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を 果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとす る。 | と団体自治の確立を目指すための基本理念は、次に掲げるとおりとします。 (1) 市民の福祉の増進 (2) 主権者である住民の意思を適切に反映した信託に | (基本理念) 第3条 本市の自治は、市民が自らの責任及び判断に 基づき市政に参画し、市政運営が自主的かつ自立的に なされるものでなければならない。 2 本市の自治は、公共的活動が協働及び社会資源の 活用により効果的に推進されることを目指すものでな ければならない。 | | (市民主権) 第2条より良い地域社会の形成の主体は、市民です。 2市民は、市政の主権者であり、より良い地域社会の形成の一部を市に信託します。 3市民は、市政の主権者であり、市の政策を定める権利があり、その利益は、市民が享受します。 (選挙) 会の議員と市の代表者である市長を定め、その職を信託します。 (選者) 会の議員と市の代表者である高議会の議員と市の役割) 第4条市は、市民の厳粛な信託により市政を運営し、市の役割におい地域社会の形成を担います。 2市は、政政を運営しなければなりません。 (連携協力) 第5条市民と市は、それぞれの活動において連携協力し、より良い地域社会を形成します。 |
| 自治の基本原則 | | 第4条 市民、市議会及び市長等は、次に掲げる基本原則により自治運営を行います。 (1) 情報共有の原則 市政・まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 参画の原則 参画により市政・まちづくりが行われること。 (3) 協働の原則 協働により市政・まちづくりが行われること。 | 機会を確保するとともに、市民意思を尊重すること。 ② 計画行政の推進 長期的な展望に立った総合計画を 策定し、計画的な市政運営を行うこと。 | 2 市は、市民の信託に基づき、個人の尊厳および自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市政を推進するものとする。 | (制度の活用と改善) 第 21 条 市は、市政の原則と制度を継続的に改善し続けなければなりません。 2 市は、この条例で定める制度をできる限り相互に関係付け、相乗的な効果を上げるよう努めなければなりません。 3 市は、この条例で定める制度が誰にも共有されるため、簡素で分かりやすくするよう努めなければなりません。 |